

日時：平成 26 年 3 月 25 日

於：富山国際会議場 2 階特別会議室

第 29 回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾課

第 29 回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 25 日（火）14：00～14：30
 2 場 所 富山国際会議場 2 階特別会議室
 3 内 容 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について
 魚津港臨港地区の指定について
 4 委員出席者 19 名

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験のある者 7 名	◎ 三 橋 郁 雄 雨 宮 洋 司 山 田 真由美 欠 大久保 敦 尾 久 彩 子 三 好 永貢子 山 本 暁 子	（公財）環日本海経済研究所（ERINA）特別研究員 富山商船高等専門学校名誉教授 （一財）北陸経済研究所主任研究員 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 ㈱景観デザインLeaf's代表取締役 高岡市商工会議所女性会副会長 富山県消費者協会常任理事
港湾関係者 7 名	針 山 健 二 宝 田 豊 尚 金 尾 雅 行 藤 森 剛 欠 魚 崎 忠 雄 欠 熊 谷 勝 明 内 島 正 義	伏木海陸運送㈱社長 日本通運㈱富山港支店長 富山港湾運送㈱社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長
関係市町村の長 4 名	代 森 雅 志 代 高 橋 正 樹 代 夏 野 元 志 代 澤 崎 義 敬	富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長
国の地方行政機関 の職員 4 名	代 山 田 秀 樹 代 野 田 徹 代 和 迺 健 二 代 高 橋 敏 男	財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 海上保安庁第九管区海上保安本部伏木海上保安部長

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 林土木部次長
 港湾課：村岡課長、河主幹、大西課長補佐（司会）、釣谷課長補佐 ほか

6 審議経過

- 開会
(司会) 　ただ今から第29回富山県地方港湾審議会を開催いたします。
私、富山県港湾課大西と申します。本日司会を努めさせていただきます。
よろしく願いいたします。座って進行させていただきます。
会長が選任されるまで、事務局において会議の進行をさせていただきたい
と存じますのでよろしくお願い申し上げます。はじめに、港湾管理者を代表
いたしまして林富山県土木部次長よりご挨拶を申し上げます。
- 挨拶
(土木部次長) 　土木部次長の林でございます。
本日は、第29回富山県地方港湾審議会を開催いたしましたところ、委員
の皆様方には年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがと
うございます。
また、日頃から、本県の港湾行政をはじめといたしまして、県政の推進に
格段のご理解とご支援を賜っております。この場をお借りいたしまして、
厚く御礼を申し上げます。
さて、この伏木富山港につきましては、平成23年11月に、日本海側の
「総合的拠点港」に選定されましたほか、「国際海上コンテナ」「国際フェリ
ー・国際RORO船」「外航クルーズ」の3つの機能別拠点港にも選定されたと
ころでございます。県では、伏木富山港が名実ともに日本海側の「総合的拠
点港」としてさらに発展していくため、積極的に各種の施策に取り組んでい
るところでございます。
こうした中、伏木富山港の施設整備につきましては、港湾計画に基づきま
して、伏木地区の伏木外港や新湊地区の多目的国際ターミナル、斜張橋とし
て日本海側有数の規模を誇ります新湊大橋、また富山地区の富岩運河など、
港湾施設の整備を進め、環日本海の物流拠点としての機能拡充に努めてきて
いるところでございます。
このような取組みの結果、伏木富山港における平成25年のコンテナ取扱
個数につきましては、対前年比12%増の約7万7千TEUと、過去最高を
記録したところでございます。また、国際RORO船の取扱貨物量は、対前年比
28%増の約87万トン記録いたしました。また去年9月にはアジア最大
の14万トン級のクルーズ客船「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」が初寄港
したところであります。
また、魚津港につきましては、北地区の岸壁などの施設整備のほかに、平
成16年の海の駅歴気楼のオープンをはじめ、平成19年には「みなとオア
シス」に認定されるなど、みなとや地域の魅力を全国に発信しているところ
でございます。
本日ご審議をしていただく内容につきましては、伏木富山港及び魚津港を
取り巻く情勢の変化を踏まえたものでございます。
委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的、技術的な見地からご
審議をいただきますようお願い申し上げます。
簡単ではございますが、一言ご挨拶とさせていただきます。本日はどうか
よろしくお願いいたします。

- 配付資料確認
(司会) 続きますして、本日の配付資料のご確認をさせていただきます。
お手元に配付資料一覧がございますので、すべて揃っているか、確認をお願いいたします。
審議会次第、委員名簿、座席表、資料1から資料7まで、その他パンフレットでございます。
よろしいでしょうか。
- 委員紹介
(司会) 続きますして、本日ご出席の皆様をご紹介申し上げます。
本来であれば、委員の皆様お一人ずつご紹介申し上げるべきところがございますが、時間の関係もございますので、お手元の委員名簿と配席図をご覧いただくということで、ご紹介に代えさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。
- 会長選出
(司会) 本会の委員につきましては、平成25年4月に知事から委嘱を申し上げましたところがございますが、委嘱後、今回がはじめて開催されます審議会でございますので、「富山県地方港湾審議会条例」第5条の規定によりまして、本審議会の会長選出を行いたいと存じます。
条例では、「会長は、委員が互選する」となっておりますが、どなたか会長の選出につきまして、ご提案はございませんでしょうか。
- 会長選出提案
(雨宮委員)
引き続き、三橋委員にお願いできたらと思い、提案をさせていただきます。
三橋委員は、旧運輸省に長くお勤めになり、第一港湾建設局長など港湾行政関係を歩んで来られただけでなく、その後は今日も、北東アジア、環日本海地域の調査、研究・発表ということで、港湾関係全般に明るく、実践派であるということで、いつも尊敬しております。三橋委員を推薦します。以上です。
- (司会) ただいま、会長に三橋委員をというご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。
(異議なし)
- (司会) 異議がないようでございますので、それでは三橋委員に会長をお願いしたいと存じます。
なお、会議の議長は会長が務めることとなっております。
三橋会長、議長席の方へよろしく申し上げます。

<p>会長挨拶 (会長)</p>	<p>三橋でございます。 引き続き、会長を務めるということでございますので、しっかりやってまいりたいと思います。 私から、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。 当審議会は、日本海側の総合的拠点港として選定されております伏木富山港に関する重要事項を審議するという、大変重要な役割を担っております。 本日は、伏木富山港の軽易な変更と魚津港の臨港地区の指定につきまして、知事から諮問されてございます。 委員の皆様方もご承知のとおり、伏木富山港および魚津港は、富山県の産業、経済並びに県民の生活に非常に大きな影響を及ぼす機能を有しております。皆様のお考えをいただきながら、審議を進めてまいりたいと思います。 どうかこの審議会が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>定足数確認 (会長)</p>	<p>それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の委員の出席数が定足数に達しているかどうか、お伺いいたします。事務局からお願いいたします。</p>
<p>(司会)</p>	<p>本日は、19名の委員の皆さまのご出席をいただいております。全委員数22名の過半数であり、定足数に達しております。</p>
<p>議事録署名委員指名 (会長)</p>	<p>ただいまの事務局のご報告のとおり定足数に達しておりますので、この会議は成立しております。 なお、本日の議事録署名委員でございますが、はなはだ恐縮ではございますけれども、私の方からお願いいたしたいと存じます。 ご面倒ではございますが、雨宮委員、それから尾久委員のおふた方をお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>(一同)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議題提示 「軽易な変更」 (会長)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。 本日の議題であります、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」及び「魚津港臨港地区の指定」につきまして、知事から諮問がまいっております。港湾法第3条の3第3項の規定により本審議会の意見を求めることになっておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。</p>
<p>内容説明請求 (会長)</p>	<p>まず、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、ご審議いただき、その後に「魚津港臨港地区の指定」について、ご審議いただきたいと思います。 それでは、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>内容説明 (事務局)</p>	<p>港湾課長の村岡でございます。委員の皆様方には、日頃より港湾行政等の推進にご支援ご協力いただいておりますことを、私からもお礼申し上げたいと思います。</p>

それでは、伏木富山港港湾計画の軽易な変更につきまして、私から、座って説明させていただきます。

前方のスクリーンに概要を出しますので、そちらをご覧くださいながら説明を聞いていただければと思います。まず、具体の説明に入る前に、港湾計画の変更の区分を最初にお示ししております。港湾計画につきましては、港湾法に基づき、港湾管理者、伏木富山港の場合は富山県が定めるものでございまして、その内容によりまして、「改訂」「一部変更」「軽易な変更」の3つに分かれております。

「改訂」が一番大きなもので、港湾法に定めております、

- ①港湾の開発、利用及び保全等の方針、
- ②港湾の取扱貨物量等の港湾の能力、
- ③港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置

などを大きく変更する場合は、改訂というものでございます。

「一部変更」といいますのは、改訂ほどではなく、主要な施設の一定の基準を超える内容の変更につきまして、一部変更というものであります。それより軽易な変更というものが、それ以外の変更ということで、今回は軽易な変更という手続きの変更内容を、ご説明することになります。

今回の変更につきましては、赤で囲んでおります地方港湾審議会に諮問してご意見をいただくということでございまして、本審議会の審議で通していただければ、それに基づき、港湾管理者である県が、変更内容を国土交通省へ送付したうえで、概要を県報で公示するという手続きとなっていきます。

それでは、具体的な今回の変更点についてご説明いたします。

今回の変更につきましては、「危険物取扱施設計画の変更」と「水域施設計画の変更」、および「土地利用計画の変更」ということで、いずれも新湊地区に、地図に丸が2箇所ございますが、下のほうが、北陸電力のLNG火力発電導入に伴う危険物取扱施設および水域施設というものでございます。上の丸印につきましては、土地利用計画の変更というものでございます。

まず、北陸電力のLNG火力発電導入に伴います変更でございます。スクリーンで、上に現状と書いてございます。下が今回計画ということで、上の現状に対して、下の方の今回計画に変更したいということでございます。

現状といたしまして、「北陸電力」は現在、富山新港に火力発電所が4基ありますけれども、原油を燃料とするものが2基、石炭を燃料とするものが2基の、合わせて4基になるわけです。そのうちの燃料の貨物につきましては、原油というものを現在は北陸電力専用の、上の図の右下の赤で囲ってありますけれども、そちらにドルフィンという係船杭のような、船を着ける施設ですけれども、2バースございます。こちらを利用しているところですが、北陸電力では現在、石炭を燃料としております発電施設2基のうち1基を、液化天然ガスのLNGを燃料とする発電施設にリプレースする計画を立てて手続きを進めておられるところでございます。

このLNGを荷揚げするために、LNG船の係留場所を、現在ありますドルフィン2基の場所に変更したいということでございまして、下の図にあり

ます今回計画のマイナス14メートルの深さのドルフィンを新たに設けるといことです。現在あるドルフィン2基は廃止し、新たにマイナス14メートルのドルフィンを設けるといことになります。

それに合わせまして、ドルフィンの前面の泊地が、船を安全に停泊する水域になりますけれども、現在マイナス12メートルであります水深のものをマイナス14メートルといこと増深するとい計画でございます。

LNG というものは、専用船がございまして、そのタンク容量としては13万から15万立方メートルの船を北陸電力さんが想定をされておまして、そういう船を入れる場合の満載喫水は12メートル余りだそうでございます。こちらの余裕深を加えて、今回14メートルといこと計画をしているものでございます。

なお、今までドルフィンで揚げておりました原油等につきましては、新しいドルフィンでも荷揚げ可能といことあります。

これらの原油やLNG というものは、法律上、危険物といことでございますので、港湾計画におきまして、危険物を取扱う施設といこと、内容の変更を行うものでございます。

水域といいますのは、先ほど申しました、前面の泊地が14メートルといこと、その面積は約4.2ヘクタールといことでございます。

こちらが、「危険物取扱施設」ならびに「水域施設」の変更内容でございます。

続いて、土地利用計画の変更でございます。

こちらも、上が現状で、下が今回計画といこと変更するものでございます。内容としまして、まず1点目でございますけれども、下の図の左側に示しております赤で表示した部分、工業用地として6.0ヘクタールを従来の港湾関連用地から工業用地に変更するとい内容でございます。こちらにつきましては、この土地におきまして、現実には現地では実施してはいますが、メガソーラーの発電を行うといこと、ここは現在、県有地でございます。当面、港湾関係の関連用地としての土地利用が見込めないことございまして、モデル事業的に県としてメガソーラー発電の公募を行い、こちらにメガソーラー発電所を建設といことを20年間の貸付とい形でございますけれども、実施するといことになりました。それによりまして、港湾計画上は、港湾関連用地とい位置づけでは、土地利用上、合致しないといこと、工業用地とい土地利用計画に変更するものでございます。

さらに、もう1点につきましては、港湾関連用地および緑地の、面積は変わらないのですが、形状の変更でございます。今ほど、工業用地といこと、赤に変更したわけでございますけれども、港湾関連用地が細長く南北に残るような形になりますので、周りの緑地計画等も踏まえると、緑地ならびに港湾関連用地をある程度、利用しやすい形体で考えたいといこと、緑地の濃く緑で塗ってある部分の1.3ヘクタール相当を、港湾関連用地を緑地に変更しまして、その分をもともとある港湾関連用地の東側に1.3ヘクタール配置しなすといような変更内容でございます。形状が細長いものから、正方形形状に港湾関連用地になりますので、そちらの面で、土地利用上もより良くなるのではないかといふうと考えております。

変更内容の説明については以上でございますが、最後に関係機関との調整でございます。本計画変更につきまして関係行政機関の意見をいただきましたところ、計画変更については「意見なし」ということで、文書で回答をいただいているところでございます。なお、射水市長さんと、農林水産部長さんからは、その他意見として、実施にあたっては地域住民や関係漁業者等と十分調整とか協議、理解を得てやっていただきたいという内容をいただいておりますので、その辺は、工事の実施にあたりまして、十分調整の上、進めてまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

審議開始

(会長)

どうもありがとうございました。
では、ただいまご説明いただきました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきまして、審議いたしたいと思っております。
ご意見のある方は、挙手願います。

議案採決

(会長)

よろしいでしょうか。ご意見はないでしょうか。
ご意見が無いようですので、本審議会の答申としては「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、「適当と認める」こととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(一同)

(異議なし)

(会長)

ありがとうございました。
ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」については、「適当と認める」ということに決定いたします。

議題提示

「臨港地区の指定」

(会長)

内容説明請求

(会長)

つづきまして、「魚津港臨港地区の指定」についてご審議をいただきたいと思っております。

「魚津港臨港地区の指定」についての説明を事務局の方からお願いします。

内容説明

(事務局)

それでは、魚津港臨港地区の指定につきましてご説明いたします。
まず、臨港地区について、ご説明いたします。
臨港地区と申しますのは、「港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域、港湾区域は基本的に水域でございますので、一体として機能すべき陸域」として、陸域の指定という意味合いでございます。

臨港地区指定の効果として5点書いてございます。

1点目につきましては、「港湾管理者が行うことのできる業務の地域的範囲を画す」ということで、港湾管理者が土地の整備などを行うことができる範囲のことです。

2点目につきましては、「工場等の新增設等についての届出を行う必要のある地域的範囲を画す」となっております。こちらは、港湾管理者が、港湾の安

全かつ円滑な利用の確保などを図るために、一定規模以上の工場等の新增設が行われる場合に、届出をしていただく。さらに必要があれば、勧告等を行うことができるというような意味合いでございます。

3点目は、「構築物の建設等の制限を行う必要がある地域的範囲を画す」とありますのは、富山県においては制定しておりませんが、条例を制定して、建築物の用途等を規制等ができるという内容のものでございます。

4点目の「港湾施設となるか否かの地域的な範囲を画す」ということにつきましては、臨港地区内にある護岸や岸壁などの施設は、臨港地区内にあるものであれば特に手続きの必要が無く、港湾施設ということになりまして、港湾管理者が建設したり、管理する場合には補助金等が交付されるなどの効果があるものでございます。

5点目の「港湾環境整備負担金を負担させることのできる地域的範囲を画す」ということにつきましては、臨港地区内の一定の事業者には港湾の環境を整備する工事などの負担をさせることができるということでございます。港湾等が周辺の住宅地との環境確保のために緑地帯を造るなど、そのような際に負担金を事業者に求めることができるというような意味合いでございます。富山県では、そのような計画は特にございません。

続きまして、指定方法でございます。指定方法につきましては、都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものがあるのですが、魚津港につきましては、魚津市の都市計画区域内にございますので、都市計画法に基づいて今後、臨港地区の指定をしていただくという予定となっております。

今ほど申しました手続きになりますが、現在、赤枠で囲ってあります地方港湾審議会において意見をいただいたうえで、港湾管理者から都市計画の決定者であります市町村、魚津港の場合は魚津市の方へ、港湾管理者である県のほうから臨港地区の案を申し出まして、以後、魚津市において、原案作成等の手続きをしていただいて、都市計画法に基づき臨港地区を指定していただくという予定にしております。今回の審議会での諮問につきましては、都市計画決定権者へ申し出る前段階として、地方港湾審議会にお諮りしているというものでございます。

具体的に、今回の追加、廃止区域をお示ししております。

北地区と南地区の2つでございます。現在、青の部分が、現在、臨港地区に指定されている部分であります。これは、昭和40年の9月に指定をされておりました、約2.8ヘクタールでございます。その後、魚津港の北地区では拡張工事を進めてきておりますし、南地区におきましても、一部埋立等による拡張も行われた経過がございます。今回、魚津港の北地区の拡張工事がほぼ終わるという状況になってまいりましたので、その時期に合わせて、これまで、整備中のところも含めて、土地となった部分につきましては、臨港地区として追加、それが赤の部分でございます。それが合わせて7.05ヘクタールでございます。これらが新たに追加指定でございます。

一方、拡張工事に伴いまして、従来、陸であったものが、泊地になってしまつて、陸でなくなった、図面という北地区の7番、黄色で表示している部分とか、臨港地区の指定の位置づけの必要なくなった南地区の8番とか9番

の黄色のあたりにつきましては、昭和40年の指定では入っていたのですが今回、こちらから外すということでございます。

この追加と廃止によりまして、指定の面積が、約2.8ヘクタールだったものが、今回の変更後は約9.1ヘクタールということになります。

説明としては、以上でございます。

審議開始

(会長)

どうもありがとうございました。

では、ただいまご説明のいただきました「魚津港臨港地区の指定」につきまして、審議いたしたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をしてご意見をいただきたいと思っております。

(会長)

議案採決

ご意見はございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、次のように取りまとめます。

(会長)

本審議会の答申としては「魚津港臨港地区の指定」について、「適当と認める」こととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(一同)

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました「魚津港臨港地区の指定」については、「適当と認める」ということに決定いたします。

なお、本審議会閉会后に、私の方から、港湾管理者に答申書をお渡ししたいと思います。

審議終了

閉会 (会長)

それでは、港湾管理者におかれましては、今後ともより良いみなとづくりにつとめていただきたいと思いますということを最後にお願いたしまして、本審議회를閉会とさせていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

(司会)

ありがとうございました。

富山県地方港湾審議会はこれで終了させていただきます。

議事録署名委員

平成26年 3月31日

雨 宮 洋 司 

尾 久 彩 子 